

国 分 寺 市 分 別 収 集 計 画

令和 6 年 8 月 19 日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造・継続のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済やライフスタイルを変換し、循環型社会を目指し、形成していく必要がある。

そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物を取り巻く状況はその処理方法が多様化しており、中間処理施設が老朽化していることもあり、循環型社会を目指す上でも厳しい状況にある。

このような背景の中、本計画は、容器包装に係わる分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）

第 8 条に基づいて、一般廃棄物の中で、大きな比率を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の消滅を図ることを目的で、市民・事業者・行政がそれぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の 3 R を推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場を始めとする廃棄物処理施設の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成を図るものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- (1) ごみの排出抑制とリサイクルを主とした地域社会の実現。
- (2) 市民・事業者・行政が一体となつてごみの減量、資源化の推進に取り組む。
- (3) 生産、流通、消費、廃棄、処理という一連の流れを各段階にさかのぼって資源化を促進し、有効利用を図り、リサイクル社会の形成を図る。
- (4) ごみの分別、モラルの向上、ごみの減量、資源化の推進を図る

ため、効果的かつ活発な啓発活動を展開する。

(5) すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5ヶ年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、アルミ製容器、スチール製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込

(法第8条第2項第1号)

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	5,156t	5,166t	5,171t	5,176t	5,179t

6 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては、市民・事業者・再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

(1) 全市的な啓発体制の推進

ごみの減量化・資源化については全市的に取り組むキャッチコピーなどを作成し、市報・ポスター等を継続的に掲載し、啓発活動を積極的に推進する。

(2) 環境教育の推進

小学校においては、市民活動団体などと協力し、学年を問わず広く環境教育を行い、ごみ・資源物についての正しい情報を発信していく。

また、社会教育や、コミュニティーの場で展開される各種「講座」や「学習会」等においても、地球環境問題と共に、ごみ問題、

とりわけごみの減量化、資源化問題への関心を高めるよう推進する。

- (3) ごみ減量やリサイクルイベントの開催と、各種団体等の育成、支援ごみの減量やリサイクルの推進を強くアピールしながら実践する催しを開催していく。

また、各地域を舞台に開催されているリサイクル活動団体に、リサイクル行事が円滑に催されるような組織づくりを行い、点から面へとりサイクルの輪が広がるよう育成、支援を推進する。

- (4) 過剰包装、使い捨て商品の追放

市民には、過剰包装や使い捨て商品は買わない、使わない、もらわないを消費行動の3原則に据え、実行していただくよう啓発を図る。

また、事業者には、過剰包装の抑制やトレイ、びん、缶、ペットボトルなどの使い捨て商品の自主回収を実行するよう要請する。

- (5) 事業者による製品の引取り、回収の推進

販売店での、製品引取りと回収ルートの確立について、関係機関に要請していく。また、自動販売機からの容器回収について、設置者が回収ボックスを設置し、自主回収に努めるよう要請する。

- (6) 生ごみ処理機の普及、拡充

生ごみの自家処理を促進し、ごみの減量化・資源化を図るため市と専門メーカーで共同開発した生ごみ処理機器及び市販機の普及助成事業の拡大、充実を図る。

- (7) リサイクル推進協力店制度の推進

創意工夫によりごみの減量・資源化に取り組んでいる事業者等を「国分寺市リサイクル推進協力店」に認定し、市民及び事業者のごみ減量・資源化に対する意識の啓発を行うとともに、市内における循環型の社会の形成を図る。ペットボトルなど資源店頭回収等リサイクルに取り組んでいる市内の事業者等を協力店に認定し、市民、事業者一体となったリサイクル活動の推進をはかる。

7 分別収集をすることとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係わる分別の区分

(法第8条第2項第3号)

分別収集をする容器包装廃棄物の種類を次の表の左欄に定め、収集に係わる分別の区分を右欄のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係わる分別の区分
主としてスチール製の容器		缶
主としてアルミニウム製の容器		
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	ガラスびん
	茶色のガラス製容器	
	その他のガラス製容器	
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）		飲料用紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		飲料用紙パック・段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料またはしょうゆ、みりん等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		ペットボトル以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

別紙 1 による

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

人口変動率は国分寺市一般廃棄物処理基本計画（平成31年4月）に次のとおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
122,338人 (対前年度比) 0.01%	122,347人 (対前年度比) 0.01%	122,356人 (対前年度比) 0.01%	122,306人 (対前年度比) 0.01%	122,256人 (対前年度比) 0.01%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

分別収集する容器包装 廃棄物の種類	分別区分	収集運搬段階	選別保管の段階
スチール缶	缶類	委託業者	委託業者
アルミ缶			
無色ガラスびん	びん類	委託業者	委託業者
茶色ガラスびん			
その他ガラスびん			
紙パック	紙パック	委託業者	委託業者
段ボール	段ボール		
その他の紙製容器包装	雑紙		
ペットボトル	ペットボトル	委託業者	委託業者
その他のプラスチック 製容器包装類	プラスチック 製容器包装類	委託業者	

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

令和6年度は、その他のプラスチック製容器包装類は収集後に民間事業者で選別・圧縮し、びん類は収集後、本市のストックヤードで選別・カレット化し、それぞれリサイクルルートに乗せている。びん類は、令和7年度から本市の清掃センターにおいて民間事業者による中間処理を行うための積み替えを行う。缶類は、資源物収集後、本市の清掃センターで選別・圧縮し、また、一般ごみに混入したびん類、缶類も同清掃センターで選別を行いいずれもリサイクルしている。

今後、資源物の市場の動向を見据え、選別、圧縮、保管施設の充実を図って行く。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	分別の区分	収集方法	収集車	中間処理
スチール缶 アルミ缶	缶類	戸別収集	2 t パッカー車	国分寺市 清掃センター
無色ガラス 茶色ガラス その他のガラス	びん類	戸別収集	2 t 平ボディー	国分寺市 ストックヤード (令和7年度 より国分寺市 清掃センター)
紙パック 段ボール その他の紙製容器包装	紙パック 段ボール 雑紙	戸別収集	2 t パッカー車 平ボディー	民間事業者
ペットボトル	ペットボトル	戸別収集	2 t パッカー車	民間事業者
その他のプラスチック製容器包装類	ペット以外の プラスチック 製容器包装	戸別収集	2 t パッカー車	<u>民間事業者</u>

12 その他の容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

分別収集計画が実行あるものにするため、次の取り組みを推進する。

(1) 廃棄物の減量及び再利用推進審議会の設置

市民や事業者の意見，要望を反映させ，容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため，市民や事業者，学識経験者，行政からなる廃棄物の減量及び再利用推進審議会を設置し推進を図っている。

・発 足：平成6年4月

・組 織：委員18名

・構成区分：(1)公募等により選出された市民	5人以内
(2)有する者	2人以内
(3)消費者団体代表	2人以内
(4)集団資源回収団体代表者	3人以内
(5)資源回収事業者代表者	1人以内
(6)商工団体等代表者	3人以内
(7)大規模小売店舗代表者	1人以内
(8)教育委員会の委員	1人以内

・任 期：2年

(2) 集団回収の拡充

自治会，町内会等における集団回収の拡大，充実を図るため，備品等の貸与，助成制度の見直しなど，育成，支援を促進する。

登録団体数 184団体(令和3年度末)

回 収 量 2,971 t (令和3年度)

(3) 廃棄物減量等推進委員の育成

市民で組織された廃棄物減量等推進委員会，ごみ減量対策の地域の母体として位置付け，行政と市民の協働による分別収集や，ごみの減量化・資源化やリサイクル活動を効果的に実施するため育成事業を行う。